

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

粕屋町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県粕屋町長

公表日

令和4年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、町内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で特定疾病により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため保険料を徴収している。</p> <p>介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳等に基づく被保険者の資格取得、喪失に関する事務 ・住所地特例対象施設に入所又は入居中のものに関する事務 ・被保険者証の交付に関する事務 ・保険料の賦課及び徴収に関する事務 ・被災等による保険料等の減免に関する事務 ・要介護、要支援認定に関する事務 ・介護保険法による各種サービスに関する事務 ・介護給付、予防給付又は特別給付の支給に関する事務 ・調整交付金の算定に関する事務 ・特定入所者の負担限度額にかかる特例に関する事務 ・他の法令による給付との調整に関する事務 ・旧措置入所者に対する施設介護サービス費に関する事務 ・負担割合証の交付に関する事務 ・地域支援事業の実施に関する事務 ・公金受取口座に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、要介護認定支援システム、口座管理システム、地域包括支援システム、収納消込システム、社保控除証明システム、宛名管理システム、統合宛名連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者情報ファイル、世帯員情報ファイル、口座情報ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分ファイル、社会保険料控除証明ファイル、宛名基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項 別表第一の第68の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 別表第一省令第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会事務></p> <p>1 番号法第19条第7号 別表第二の第93,94の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第46,47条</p> <p><情報提供事務></p> <p>1 番号法第19条第7号 別表第二の第1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,108,117の項</p> <p>2 別表第二省令第2,3,5,6,7,10,12の3,15,19,22の2,24の2,25,25の2,30,31の2の2,32,33,43,43の2,44,44の4,46,47,49,55,55の2,59の3条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号 粕屋町役場 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号 粕屋町役場 住民福祉部 介護福祉課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月24日	I-1 ②事務の概要	—	特定個人情報を取扱う事務に「負担割合証の交付に関する事務」、「地域支援事業の実施に関する事務」を追記する。	事後	法改正によりマイナンバーの利用範囲が拡大されたため
平成29年7月24日	I-4 ②法令上の根拠	<p><情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,93,94,95,97,109,117,120の項 2 別表第二省令第1,2,3,4,5,6,19,25,30,43,44,46,47,49条</p>	<p><情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,93,94,97,108,109,120の項 2 別表第二省令第2,3,5,6,7,10,12の3,15,19,25,25の2,30,32,33,43,43の2,44,47,49,55,55の2,59の3条</p>	事後	番号法及び主務省令が改正されたため
平成29年7月24日	I-5 ②所属長	吉原 郁子	八尋 哲男	事後	所属長変更により
令和1年6月28日	I-5 ②所属長	介護福祉課長 八尋 哲男	介護福祉課長	事後	様式変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目	平成27年3月6日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	新設	事後	様式変更
令和1年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	<p><情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,93,94,97,108,109,120の項 2 別表第二省令第2,3,5,6,7,10,12の3,15,19,25,25の2,30,32,33,43,43の2,44,47,49,55,55の2,59の3条</p>	<p><情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,93,94,108,109の項 2 別表第二省令第2,3,5,6,7,10,12の3,15,19,25,25の2,30,32,33,43,43の2,44,47,49,55,55の2,59の3条</p>	事後	法令上の根拠の修正であるため
令和4年9月1日	I-1 ②事務の概要	—	特定個人情報を取扱う事務に「公金受取口座に関する事務」を追記する。	事前	法令上の根拠の修正であるため
令和4年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	<p><情報照会事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第93,94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第46,47条</p> <p><情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,93,94,97,108,109,120の項 2 別表第二省令第2,3,5,6,7,10,12の3,15,19,25,25の2,30,32,33,43,43の2,44,47,49,55,55の2,59の3条</p>	<p><情報照会事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第93,94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第46,47条</p> <p><情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,108,117の項 2 別表第二省令第2,3,5,6,7,10,12の3,15,19,22の2,24の2,25,25の2,30,31の2の2,32,33,43,43の2,44,44の4,46,47,49,55,55の2,59の3条</p>	事後	法令上の根拠の修正であるため